

食品安全委員会企画等専門調査会

第3回会合議事録

1. 日時 平成24年6月21日（木） 16:00～18:34

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

- (1) 平成23年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ及び平成23年度食品安全委員会運営状況改善報告書について
- (2) 平成24年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について
- (3) 平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について
- (4) 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について
- (5) その他

4. 出席者

(委員)

早川座長、阿南専門委員、石川専門委員、江森専門委員、大瀧専門委員、
唐木専門委員、小泉専門委員、小出専門委員、近藤専門委員、酒井専門委員、
高岡専門委員、田崎専門委員、局専門委員、中本専門委員、菰澤専門委員、
山田専門委員、山根専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

(専門参考人)

中村専門参考人、服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、廣瀬委員、野村委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、北池勧告広報課長、
新本情報・緊急時対応課長、篠原リスクコミュニケーション官、高山評価情報分析官

5. 配布資料

資料1-1 平成23年度食品安全委員会運営計画（平成23年3月31日食品安全委員会決定）のフォローアップについて（案）

資料1-2 平成23年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

- 資料 1－3 平成 23 年度「自ら評価」提案案件に関する情報提供について
- 資料 1－4 「自ら評価」案件の取扱いについて（平成 24 年 2 月 16 日食品安全委員会決定）
- 資料 1－5 平成 23 年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況について
- 資料 2－1 平成 24 年度「自ら評価」案件の決定までのフロー
- 資料 2－2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定）
- 資料 2－3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定）
- 資料 2－4 平成 24 年度「自ら評価」案件候補の外部募集（ホームページによる公募）について（案）
- 資料 3－1 平成 24 年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子
- 資料 3－2 平成 24 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画
- 資料 4 「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」の改定案新旧対照表
- 資料 5 確認書
- 参考資料 食品安全委員会ホームページ トップページアクセス件数

6. 議事内容

○早川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから企画等専門調査会第3回会合を開催いたします。

本日は、20名の専門委員とともに中村専門参考人及び服部専門参考人が御出席で、石井専門委員、生出専門委員、鬼武専門委員及び迫専門委員が御欠席でございます。また、高岡専門委員、堀口専門委員におかれましては若干遅れるという報告をいただいております。また、まだ御出席予定の委員の方でいらしていない方もおられますけれども、やがて御出席いただけるものと思っております。なお、田崎専門委員につきましては本年6月に新たに企画等専門調査会の専門委員に就任されたと。今回が初めての御出席ということでございますので、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

○田崎専門委員 ただいま御紹介に預かりました東京都の食品監視課長の田崎でございます。本年3月まで食品監視課で食品危機管理担当課長として食中毒や有症苦情の調査、それにかかわるプレス発表や、行政処分などの実務を行っておりました。本年4月から前任の廉林から現職を引き継いでおります。本会議の出席は座長から御紹介のあったとおり今日が初めてでございますので、何分不慣れでございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○早川座長 どうもありがとうございました。それから、食品安全委員会から担当委員であります小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、廣瀬委員とともに野村委員、村田委員にも御出席いただいております。

続きまして、議事に入ります前に、人事異動があったということでございますので、事務局からその御紹介をお願いいたします。

○井原総務課長 4月6日付けで高山評価情報分析官が着任をしております。評価情報分析官は6日付けで新設されたポストでございます。

○高山評価情報分析官 高山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○早川座長 それから、議事に入ります前に、今回から専門調査会開催の都度確認すべき事項がございますので、その確認を行いたいと思います。お手元の資料に番号がふっていないもので「食品安全委員会における調査審議方法等について」と。

○井原総務課長 資料5です。

○早川座長 資料 5 です。

○井原総務課長 確認書をいただいております後ろの 2 枚、参考という形でつけさせていただきます。

○早川座長 番号がふっていないもので「食品安全委員会における調査審議方法について」というのが平成 15 年 10 月 2 日、食品安全委員会決定ということでございますが、24 年 2 月 16 日の第 419 回委員会会合におきまして、この全面的な改正がございました。改正後の決定は 4 月 1 日から施行されておりますけれども、これによりますと委員等が、この決定の 2 というのがございますが、2 の (1) の①から⑥までに掲げる場合に該当するときは、当該委員について原則調査審議等に参加させないものとされております。それから、2 の (4) でございますが、ここにおきましては委員長は委員から提示された確認書に記載された事実について委員会等の開催の都度確認を行わせるものとされております。本日、先ほどご紹介がございました資料 5 として各委員から確認書が提出されておりますけれども、事務局における確認結果を御報告していただきたいと思います。

○井原総務課長 お手元の資料 5 にいただいております確認書の写しをまとめております。それを事務局において確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、その後ろの参考 25 ページから 27 ページでございますけれども、25 ページの 2 の (1) の①から 26 ページの⑥に掲げております事項にこれらに該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。以上でございます。

なお、このいただいた確認書につきましてはホームページに掲載をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○早川座長 ありがとうございます。いわゆる利益相反の関係の書類でございますが、各専門委員の方々におかれましては御提出いただいた、先ほど御紹介があった資料 5 です、この確認書についてここに事務局から御報告をいただいておりますが、このとおりでよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これについてはこのとおりでよろしいということでございますので、引き続きまして事務局から資料の確認をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、私のほうから資料の確認をさせていただきます。ちょっと大部になっておりますけれども、まず資料 1-1 が「平成 23 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて（案）」、それから資料 1-2 が「平成 23 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」、資料 1-3 が「平成 23 年度自ら評価提案案件に関する情報提供について」、それから資料 1-4 が「自ら評価案件の取扱いについて」、資料 1-5 が「平成 23

年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況について」でございます。それから、資料 2-1 が「平成 24 年度自ら評価案件の決定までのフロー」、資料 2-2 が「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」、資料 2-3 が「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」、資料 2-4 が「平成 24 年度自ら評価案件候補の外部募集（ホームページによる公募）について（案）」、それから、資料 3-1、資料 3-2 が緊急時対応関係の資料でございます。それから、資料 4 が、「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」の改定案新旧対照表。それから、資料 5 が先ほど御確認いただきました「確認書」。それから、参考資料といたしまして、「食品安全委員会ホームページ、トップページアクセス件数」、以上を用意させていただいております。不足等ございませんでしょうか。

○早川座長 よろしゅうございますか。

それでは、議事次第に従いまして審議を進めてまいりたいと思います。

(1) 平成 23 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ及び平成 23 年度食品安全委員会運営状況報告書について

○早川座長 まず、議事(1)の平成 23 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ、これは資料 1 のシリーズになりますが、及び平成 23 年度食品安全委員会運営状況報告書についてでございます。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。資料 1-1 から 1-5 までを使って説明いたしますけれども、主に資料 1-1 と資料 1-2 で説明をさせていただきます。資料 1-1 がフォローアップについて(案)、資料 1-2 が運営状況報告書(案)でございますけれども、このフォローアップの左側に書いております今後の取組につきましては、この運営状況報告書(案)の中に記載している事項と基本的にほぼ同じでございますので、本日は資料 1-2 に基づきまして説明をさせていただきます。適宜フォローアップの該当箇所についても御案内をしたいと思っております。

それでは、資料 1-2 の 1 ページめくって目次をごらんいただきたいと思います。全体的なこの報告書の構成でございますけれども、まず最初に総論、それから大きなⅡということで平成 23 年度における委員会の取組。個別には、委員会の運営全般、影響評価の実施、それからモニタリング、実施状況の監視です。それから調査・研究事業の推進、それから 5 としてリスクコミュニケーションの促進、6 が緊急事態への対処、7 が情報の収集、整理及び活用、8 が国際協調の推進、最後に運営状況の総括ということでまとめさせていただいております。

先ほど申しましたように、フォローアップとこの報告書案、ほぼ同じような書きぶりですので、次年度以降、つまり 24 年度の運営状況の報告書をまとめる際には二つを統合して記載することができないかどうかというのを事務局で検討したいと考えております。

それでは、報告書案の内容について説明をさせていただきます。まず 1 ページでございますけれども、総論でございます。23 年度、御案内のように原発事故の関係で放射性物質に関する食品健康影響評価についての評価要請、それから 4 月に富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けた評価要請、これらにつきまして厚生労働省から評価要請を受けて、迅速に調査審議を行い、評価結果を通知しております。

また、これらの案件につきましては国民の関心が極めて高いこともありますことから、精力的にリスクコミュニケーションを実施しております。

また、この企画等専門調査会とも関係しますけれども、昨年 10 月に企画、リスクミ、緊急時対応の三専門調査会を統合して、企画等専門調査会を創設するなどの改革を実施した。以上のようなことをここに記載をしております。

それから、Ⅱ 23 年度における委員会の取組ということで、委員会の運営全般、これにつきましてはフォローアップの 2 ページあたりに書いております。①で委員会の会合、それから統合前の企画専門調査会の開催、緊急時対応専門調査会の開催等、それから企画等専門調査会の開催等が書かれております。

それから、⑤専門調査会の開催状況、これについてはフォローアップの 3 ページあたりに記載をしておりますけれども、各専門調査会の開催回数等を 2 ページから 3 ページで書いております。

それから、3 ページの 2 パラ、また以下のところで、効率的な調査審議の効率化に関しまして、いわゆる企業申請品目については標準処理期間というものを設けておりますけれども、これに基づき、効率的な専門調査会の審議を行っております。23 年度、リスク管理機関から 78 件の評価要請を受けまして、前年度までに評価要請があったものを含めて 68 件の評価結果をリスク管理機関に通知をしております。それから、食品中に含まれる放射性物質につきましてはワーキンググループを設置するなどして調査審議を実施したこと等をここで書いております。

それから、4 ページ目、⑥専門調査会の連携の確保につきましては、現在 11 の評価に係る専門調査会が設置されておりますけれども、24 年 3 月 2 日に食品安全委員会委員と各専門調査会座長との意見交換会を開催をしております。

それから、2、食品健康影響評価の実施でございます。これは 4 ページから 7 ページにかけて、各ハザードごとの評価状況をまとめております。

7 ページの⑫その他のところでございますけれども、放射性物質についての調査審議の関係について、ここに記載をしております。

それから、同じ 7 ページ、(2) 食品健康影響評価に関するガイドラインの設定について、これはフォローアップの 6 ページあたりに記載しておりますけれども、昨年度は「農

薬の食品健康影響評価における代謝／分解物に関する考え方」について中間報告が行われております。

それから、(3) 自ら評価案件の定期的な検討及び実施でございますけれども、まず自ら評価案件の選定につきましては当専門調査会でも御審議いただきまして、23 年度の自ら評価対象案件は結局ないということになりましたが、調査審議の対象となった案件につきまして情報提供を実施することとなったということが書いてあります。

それで、資料 1-3 ですが、委員の方から調査事業の対象となった案件についてきちんとまとめた上で情報提供するようにという御意見をいただきましたので、現在事務局のほうでその情報提供のための情報等を収集している、その状況をまとめたものでございます。幾つかありますけれども、例えば食品添加物の複合影響についてはホームページの Q & A に関連情報を掲載。空欄になっているところにつきましては、今鋭意事務局のほうで情報収集中でございます。農薬、イマザリル等については、専門調査会で審議中というようなことを記載しております。

資料 1－3 後ろのほうに参考として 5 ページ以降ペーパーをつけておりますけれども、最終的な調査審議の候補案件として残りました、まずグラヤノトキシン、それから 6 ページのクドア、それから 7 ページのアニサキス、それから 8 ページのジアルジア、これにつきましてはこういった形で情報をまとめまして、これもホームページにアップする予定で準備を進めているところでございます。

それから、もう一つ、最終的な案件に挙がりました 3-MCPD 脂肪酸エステル等につきましては 2 ページのところに書いておりますけれども、2 ページの上から 5 つ目あたり、これはファクトシートを既に作成しておりますが、それ以上の情報がないので、現状のファクトシートをホームページに掲載をしているところでございます。

報告書案に戻っていただきまして、7 ページでございますが、自ら評価の実施状況です。まず、食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価について、これは 16 年度に案件として決定されているものでございますが、これにつきましてはここに書いてあるようなものについてリスクプロファイルが 8 件作成されて、消費者庁、厚労、農水省に情報を提供しております。

ただ、この中の 7 ページの一番最後のところ、「非加熱喫食調理済み食品・魚介類中のリステリア・モノサイトゲネス」につきましては、これも資料 1-4 をごらんいただきたいと思うのですが、資料 1-4 でございます。その 3 ページに参考としてつけております。まだ自ら評価の実施中でございますけれども、本年 1 月 16 日に、厚生労働省のほうから、食品中のリステリア・モノサイトゲネスの規格基準を設定するということで評価要請がございました。それで、その評価対象の中身を比較してみますと、この必要的諮問事項として厚生労働省から評価依頼が来ている評価対象のほうが概念的には広いこととなりますので、できればこの自ら評価案件については、必要的諮問事項に対する評価のほうで包含することとして、自ら評価としては終了いたしたいと考えております。

資料 1-4 の 1 ページ、「「自ら評価」案件の取扱いについて」ですが、これは本年 2 月 16 日に委員会で決定をしており、その前にこの専門調査会でも御議論いただきました案件でございます。ここに書いておりますように、当面食品健康影響評価を行うために必要な科学的知見を得ることが困難であると判断される場合には、ファクトシートまたはリスクプロファイルの作成をもって評価を終了するという一応の終了のクライテリアを設けましたが、必要的諮問事項として評価要請が来ている中で当面必要な科学的知見を得ることが困難というような基準は当てはまらないと思います。せっかく調査審議していただきましたが、今回このリステリア・モノサイトゲネスについてはこの基準は当てはまらないのですけれども、先ほど申しましたように、必要的諮問事項の対象のほうが広いので、自ら評価案件のほうは終了するということとしたいというふうに考えております。

それから、また報告書案のほうに戻っていただきまして、8 ページから我が国に輸入される牛肉等の評価、それから食品器具・容器包装中の鉛、それから食品中のヒ素等々についての自ら評価の進捗状況を書いております。

それから、9 ページのトランス脂肪酸につきましては 3 月 8 日の委員会の会合で評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚労、農水省に通知したということを書かせていただいております。

それから、3 の施策の実施状況の監視でございますけれども、これにつきましては昨年度 2 回に分けて調査を行っております。

9 ページから 10 ページのところに書かせていただいておりますけれども、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要していることが明らかとなった案件については、新たに遅延の事情等を調査することとしたと書いておりますが、これにつきましては先日リスク管理の検討が遅れている案件について一部委員会でヒアリングを行っております。

それから、10 ページに、14、食品の安全の確保に関する調査研究事業の推進です。フォローアップのほうは 11 ページあたりに書いております。まず、技術研究の推進ですが、21 年度、22 年度の採択、それから 22 年度の終了案件等々、資料を後ろのほうにたくさんつけております。61 ページから 63 ページあたりに個別具体の研究課題をまとめて掲載しております。

それから、24 年度の継続案件の中間評価の結果についても資料 7 に掲載をさせていただいております。66 ページです。

それから、11 ページの調査の推進につきましては、67 ページ、資料 8 に一覧として 1 から 8 までを記載をしております。個別の御紹介をする時間はございませんので、後でございいただければと思います。

それから、11 ページ、リスクコミュニケーションの促進については、意見交換会の開催、23 年度における開催実績を書かせていただいております。

資料 1-5 ですが、先日の 2 月 3 日のこの専門調査会の開催時に、その時点での昨年度のリスクコミュニケーションの実施状況について取りまとめたものを報告させていただいて

おりますが、これは年度終了までの情報を付記して改めて提示をさせていただいております。

それから、個別の意見交換会等の実施状況につきましては、68 ページ以降、資料 9 において 23 年度に開催した意見交換会、特にリスクコミュニケーションで放射性物質に係る食品健康影響評価というものを数多く開催をしてきております。このリスクコミュニケーション促進の関係はフォローアップですと 12 ページ以降に書かせていただいております。

それから、12 ページには、電子メールを用いた配信サービスということで、現在約 1 万 1,000 名の会員に対して配信しているということを記載しております。そのほか季刊紙、それからマスメディア関係者との連携については、7 月 20 日に放射線に関する基礎的事項中心の勉強会、それから 24 年 2 月 15 日に BSE 対策に係るこれまでの評価について意見交換会を行っております。

あと、12 ページで科学的な知識、考え方の普及啓発の実施について記載しております。これはフォローアップの関係では 15 ページあたりに記載しておりますけれども、ジュニア食品安全委員会とかジュニア食品安全ゼミナール等々を開催したということを記載しております。

それから、13 ページにいただきまして、6 緊急事態の対処でございます。これはフォローアップでは 16 ページあたりに書いております。これにつきましては緊急事態の対処ということで、先ほど来何度か言及しておりますけれども、放射性物質対策、それから腸管出血性大腸菌に係る食中毒の発生の対処をしてきたということを書かせていただいております。

それから、14 ページの緊急事態の対処体制の整備ということでマニュアルの改定、対応手順書の策定、それから緊急時対応訓練の実施、本年度の実施につきましては後ほど御意見をいただきたいと思いますと思っていますけれども、昨年度も 14 ページの下の方に書いてあるような形で対応研修とか確認訓練を実施してきております。

あと、7 の情報収集整理の活用状況、それから国際協調の促進についてそれぞれ記載しております。

最後に 16 ページのところに委員会の運営状況の総括として、食品健康影響評価、23 年度 208 件の評価要請、それについて 154 件について評価結果を通知したということ、食品健康影響評価技術研究については先ほど申し上げたような形でまとめて記載しております。それから、リスクコミの実施状況、緊急時対応の実施状況ということをこれまで御説明した点を要約して書いております。

17 ページのところに昨年度の企画等専門調査会で議論いただき取りまとめた運営計画の重点事項について、1 から 5 までは重点事項として実施していくということを書いております。具体的には専門調査会の連携の強化、評価に必要な情報収集の効率化、事務局体制の強化、それからリスクコミュニケーションの効果的な実施、重点的な調査研究事

業の実施、電子ジャーナルの積極的な活用等々、それから緊急時対応の強化といったことでございます。

ちょっと駆け足になりましたが、説明のほうは以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明の内容あるいは記載事項につきまして御質問御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○石川専門委員 日本医師会の石川でございます。ただいまの御報告の中で、昨年度小中学生を中心にいろいろなリスクコミュニケーションを行ったということで大変よろしいと思いますけれども、私どもも学校安全のところで、特に感染症の問題で子どもたちに正しい知識を教えるということは大変重要なことだと。次の世代を担う子どもたちの生活だとかそういったことで正しい知識をつけるのは大変大事だというふうに考えておまして進めているわけなのですけれども。今回、食品の放射能汚染についての子どもたちへのリスクコミュニケーションといえますか、それについてはいかがかということと。

それからもう一つ、ヒラメのクドアについては書かれていたのですけれども、同時期に食肉水産食品合同部会で厚労省のほうで挙げられました馬刺しのザルコシスティス・フェアリーですね、これのことについてはどのようにリスクコミュニケーションしてきたのかということについてお聞きしたいと思います。

○早川座長 2点ほど御質問ございましたが、いかがでしょうか。

○篠原リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。小中学生向けに食品安全の知識を伝えるということでジュニア食品安全ゼミナールといったような形であったりジュニア食品安全委員会という形で実施をさせていただいております。放射性物質に関してこれだけを、伝達するという形の企画を直接は企画しているわけではございませんけれども、そういうジュニア食品安全委員会なんかの中では放射性物質に関する Q&A といえますかクイズといったようなものも一部取り入れたりして実施をしたというところでございますので、機会をとらえて実施等の中に考えていきたいというふうに考えております。

それから、馬刺しの関係ですね、寄生虫の関連があったかと思います。特に馬刺しでということではございませんが、去年は先ほどの説明の中でございましたとおり、牛肉の生食の食中毒があったこともありまして、生肉に関する、その安全性ということでのテーマの意見交換会は何箇所かで実施をさせていただいているところでございますが、馬刺しに特定してということでは、うち独自のリスクコミュニケーションの去年の実績の中では取り上げていなかったかと思います。

○早川座長 いかがでしょうか。

○石川専門委員 ここにも何人か食肉水産食品合同部会のほうに参加されている方いると思うのですが、やはり馬刺しにおいても免疫力の弱い方だとか年齢のいかないお子さんなんかが摂取しますと、このフェアリーの場合には相当な食中毒の症状が出るのではないかというふうに思っております。実際はニュースになってるわけですね、これ。特に熊本の地元、よく食する熊本の方たちは相当この話が日常的にされたということを、私たちは遠いところに住んでいるわけですが、されたということで聞きますし、一定の不安だとかそういうものがあつたのではないかと思いますので、是非ちょっとそのところはきちんとリスクコミュニケーションしたほうがよろしいのではないかなというふうに考えます。

以上です。

○早川座長 昨年度については必ずしも今の御質問に対しての対応はできていないけれども、今後、今年度の計画としてそういう点もきちっとターゲットとして考えていただいたらどうかというコメントだったと思いますけれども、いかがでしょうか。

○篠原リスクコミュニケーション官 食肉の生食の問題に関してのリスクということで精力的に整理をして情報提供等しておりますので、そういう一環の中で今御指摘のハザードなんか含めまして考えていきたいと思ひます。

○早川座長 特に例えば今お話のあつたように、熊本、つまりリスクというのは頻度にも非常に関係してリスク発生というのは出てくると思ひますので、そういう地域にとかある程度重点的に地域スペシフィックに馬刺しの話も十分教育啓蒙していただくというようなこともあつてもいいのかなという気もいたしますけれども。そこら辺はこれからの検討課題としてお考えいただければというふうに思ひますが。

石川委員、そんなことでよろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいですか。

今の石川委員から出されたコメント御意見というのは、例えば今この紙として運営状況として報告いただいておりますけれども、特にこの中に特化して少し書き加えとか、そこら辺はいかがでございましょうか。

○石川専門委員 私はやはりこの会議の役柄上、私は事実としてそういう新しい病気と言ひますか、発見されたわけでありまして、それでその後の調査で実際に発生しているということも判明しているのですね。私たちはこの生活環と言ひますか、ザルコシスティス・フェアリーの生活環ということを知つたときに、まさか日本で余りないのではないかと思ひましたら、その後実際に発生しているということもあつたようですので、その辺のとこ

ろも含めて僕はきちんとお知らせしたほうがよろしいのではないかなというふうに考えています。これは大変厚生労働省のほうも苦勞して恐らく突き止められたお話だと思いますので、是非それも教えていただきたいと、国民にとってはそういうふうな立場なのではないかというふうに思います。

○早川座長 これは今のレポートの性格上もあるのだろと思うのですが、レポートの性格上、実施したことを、一応こういう実施をやってきたということを記載している……

○井原総務課長 昨年度の実施状況ということですので。今年度の……

○早川座長 今年度以降の話に関しては。

○井原総務課長 運営計画の中でリスクミに力を入れていくということもありますので、その中で例えば農林水産省もホームページにザルコシスティス・フェアリーの食中毒 Q&A等を掲載しておりますので、そういった情報等も活用しながら、例えば特に地域スペシフィックということで熊本なら熊本、地方公共団体と連携をしてリスクミやるという手法もありますので、そのような中でどのようにリスクを伝達していくかという点について考えてやっていきたいと思っております。

○早川座長 と言うわけで、これからの課題として今の御意見を何らかの形で盛り込むような形でプロポーズしていくとか計画していくというようなことでよろしゅうございますか。

○石川専門委員 ちょっとしつこいようなのですけれども、実は2年前のこの会議で私ちょっと鳥の肉の中にキャンピロバクターというポスターをおつくりになったということについてちょっと正直言いまして私批判をしたと思うのですけれども。それは肉の中にキャンピロバクターというのはいないのだと。これは私たち医者ところで患者さんの教育だとかそういったところでも常識だったのですね。要するに表面についていると。ところが、この2年間、特に去年の0-157の話ですけれども、実はその生肉の中に数時間の間に侵入していくというふうなことが実験でわかったりしているわけですね、実証されて。それでユッケの1 cm というふうな切って中身だけ、その前は温度で十分表面から1 cm 以上のところを十分消毒してと言いますか真菌を殺して、それで剥ぎ取って出さないというような話。それから、昨年度の最後のほうではなんとレバーのほうにも、これは死後の話だと思うのですけれども、胆汁を介してなのかという推測なのですけれども、実はレバーの中には、私どもは牛のレバーの中にはいないのではないかなというふうに考えていたのが、実は死後の処置の状況の中でレバーの中にも入っているということがわかったわけですね、

これ。これ今までの常識を覆したのではないかと私は思うのですけれども、昨年のいろいろな検討結果だと思うのですけれども。これは実は私たちがいろいろと感染症だとかそういった食中毒について皆さんに教えてきたことがちょっと違って来たというふうなことで、私自身ちょっと衝撃的なことだったので、これもきちんとやはりリスクコミュニケーションとして正しい知識で出していただいたほうがいいだろうと。その点では厚生労働省の研究してきた方と協力していただいて出していただくということが正しいかなというふうに考えております。

○早川座長 ありがとうございます。という貴重な御意見をいただいておりますので、今の御意見を十分参考にしていただいて、アクションをさらに積極的にやっていただくというふうなことでお願いいたします。

関連してございますか、今の話題。どうぞ。

○大瀧専門委員 大瀧でございます。牛レバーの生食に関して少し教えていただきたいのですけれども。実は先日 NHK の報道番組で牛レバーの生食の規制に関連して、フグ刺しやヨーロッパのチーズ等を取り上げて、それと同様な観点で伝統の食文化を守るべきだという報道があったのです。牛レバーの生食というのは私もリスクを消費者の方たちにお伝えしているのですけれども、0-157 だけではなくて、やはり動物の臓器ですからどんなウィルスがいるかわからないと私は認識しております。食べてますかということをもまずお聞きしますと、50 代～80 代ぐらいの主婦はほとんど食べてらっしゃらないのですよね。むしろ気持ち悪いという方が多いのですが。一方で若い方とか 40 代の女性では貧血にいいと思っていたとか、20 代の男性では大好物だったとかという方がいらっしゃいますけれども、本当に日本の伝統の食文化だったのかということをお尋ねしたいと思います。もしそうならば、いつごろから、あるいは先ほど地域スペシフィックというお話がありましたけれども、どの地域で食べていらっしゃるのかということをお尋ねしたいのですが。お願いいたします。

○早川座長 これは必ずしもこの委員会というかあるいは食品安全委員会の問題ではないのかもしれないとは思いますが。この委員会の立ち位置ということを考えますと、ハザードあるいはリスクをどう科学的に評価するかというのがこの委員会で、それに対するコミュニケーションをどうやってきちっとやるかということがこの委員会の課題なのだろうと思うのです。そういうことと、その結果を受けてどう管理していくかというのは管理機関の問題だろうと。その管理機関が考えるときに、今のようないわば食文化、つまり食品というのは一種の文化的にあるいは社会的にというか、個人的にというか、嗜好品としても摂取するようなものであって、そういういろいろなファクターの中で個人によりディシジョンメイキングされていくと。どうしてもこれはだめだというものについては健康に

被害が及ぶということについてはその前提に基づいてリスク管理機関が管理していくと、こういう仕掛けで成り立っているものなので、リスクコミュニケーションというのは非常にしっかりやっていかないともちろんいけないわけだし、その前提としての評価、管理の背景になる考え方というのは十二分にやるべき問題ではあるだろうと思いますが。

今のいつごろからヒストリカル、歴史的にですね、いつごろから始まって、それが認知とかよろしいのかどうかということの御質問に対して、この委員会あるいは事務局が答えられるかどうかわかりませんが。もし答えられれば何か御発言いただければと思います。

○本郷事務局次長 食品安全委員会の意見として聞かないでいただきたいと思います。私が個人的に畜産副産物協会の役員の方からお聞きした話をお伝えいたしますと、戦前には牛の生レバーを食するという習慣はほとんどなかったのではないかとというふうに言っておりました。生レバーを食べるようになったのは戦後、恐らく関西地区におられる韓国から来られた方々が向こうで食べていた習慣を日本人に伝えて、それがもとで日本人も牛の生レバーを食べるようになったのではないかと、このように申しておりました。ですから、戦後 60 年ちょっと超えて、これが文化と呼べるかどうか、そこは個々、皆さんの判断はいろいろあるかもしれませんが、実態から言うとそんな状況だというふうに聞いております。

○早川座長 いかがですか。

○大瀧専門委員 ありがとうございます。貴重な情報をありがとうございます。

○早川座長 ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

○局専門委員 今と多少関係するのですが、あそこで言っている食文化というのはもちろん歴史的なヒストリカルな食文化もありますけれども、もう一つは日本人の食のバリエーションと言いますかいろいろな食べ方があるという、そういう肉に対する接し方と言いますかね、食肉の、そういう広がりみたいなところでの食文化といった意味も少しあったのではないかなというふうに。直接知りませんが、そんな気もしておりますけれども。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○小泉専門委員 小泉です。特に放射性物質に関する調査の中で、地域の風評被害についてどのようなことに留意しながらなさってこられたのか、その辺をお伺いしたいと思いま

す。

○早川座長　いかがですか。

○新本情報・緊急時対応課長　すみません、今言われた調査と言われますと、23 年度に実施した調査事業のことを今お尋ねでいらっしゃいますでしょうか。

○早川座長　地域の風評被害について、多分この立場ですと放射線に汚染されている食品あるいはその基準の科学的な評価という立場から、リスク評価という立場のリスクミというところから風評被害についてどういうふうに対応されてきたかという、そういうお尋ねだと思います。そういうことでよろしいですか。

○小泉専門委員　はい、例えば新聞にここの地域で生産されたこれこれの食品は規制値を超えたので出荷停止になりましたという報道があります。その後また何日かして、これは解除されましたというような表現で報道されています。私どもとしては一たんその地域でこういう生産物がこういうことになったというふう頭に残るわけです。そうすると、やはりその報道を受けた者とするとか何らかの懸念というのが残るので、そういうのを公の立場で結果を報告される場合に、解除なら解除したという根拠とか原因等背景事情を示すことによって、その地域に対する懸念が少なくなるように配慮するとか、そんなことをなさっておられるのかというところが具体的に知りたいのです。

○早川座長　いかがですか。

○井原総務課長　実際に出荷を解除するかどうかというのはリスク管理機関側の措置なのですが、そういう風評被害というようなことも含めて正しい情報を伝えるという意味においては、私ども食品安全委員会と厚労、それから農水、消費者庁とリスクコミュニケーションを、昨年度もやってきましたし、今年度も引き続き、現在地域でやっているところでございます。

○早川座長　例えばリスク評価に関してはこういう形の、それは暫定にしろ決定にしろこういう評価をしていると、したがってこういう見解であるということがここから出せる一種のリスクミとしてのメッセージですよね。一方、リスク管理機関としては全体をにらみながら、こういう管理、こういう基準でやっていくと。その中で解除したり云々ということがあるのだらうと思うのですね。全体として消費者庁というのがリスク評価のリスクミもリスク管理のリスクミも全体的に統合して消費者の方々に対してメッセージを発していくというような仕掛けなのだろうと。食品安全委員会としては先ほどのリスク評価の側から見た、できる限りのコミュニケーションを行っていくという立場なのだろうと思うので

すけれども。そこら辺が我々が持っている立場的なものや情報と、一般の方々が求めていることとのギャップがある。一般の方々はとりあえず全体として受け止めるわけなので、それに対して評価機関と管理機関というそれぞれの立場、立場が効果的に機能し、かつ全体として応えていかないといけない、それを安全委員会としてはいかに対応、という意味での御質問なのだろうと思うのですけれども、そこら辺いかがですかね。

○篠原リスクコミュニケーション官 先ほどもちょっと触れましたし、説明の中でも触れたお話でございますけれども、放射性物質による食品の汚染の問題、これは昨年事故以来非常に関心が高いところでございまして、またそれに基づいて評価をこちらの食品安全委員会としてしたわけでございます。座長お話のとおり、管理措置も含めてその知識と言いますかどういう取組がされていて、また、それは何でそういう管理をしていくのかといったような理解が必要だということがありまして、我々だけではなくて、昨年度も厚生労働省さん、それから農林水産省さんと一緒に全国何箇所かで説明会をさせていただいております。今年度に入ってから4月、5月とやってきましたし、また来月からスタートして、要望あるところで説明会をやっていくように取り組んでおります。

言われるとおり、我々だけでは説明が足りないあるいは理解が行き届かない点もございますので、管理機関、またその地域の自治体とも連携してそのようなリスクコミュニケーションに今取り組んでいるところということでございます。

○早川座長 よろしいですか。どうぞ。

○中村専門参考人 今のと論点は関連するのかもしれませんが。例えば資料1-2の63ページのところに資料5というのがあって、平成22年度終了食品技術研究の事後評価一覧というのがあって、20年度の上側の④のところにリスクコミュニケーションの推進に関する研究領域ということの中で、社会的過剰反応の確認云々の部分のところで、評価結果、目標の達成には不十分であったという評価結果、それはそのときの評価だと思います。こういう評価結果をした上で、さてその不十分だったということについてこのテーマの扱いというのはどのように理解をしたらよいのでしょうか。例えば今多分お話のあった問題提起も含めてちょっとこの論点とかかわってくると思うので。リスクコミュニケーションのあり方としてどう考えていくかということ、これを受けて何か整理をするのか、それともやったけれども、不十分でしたということで、あとは個別のそれぞれの個々において一生懸命やりますということとどまるのか。まずこれの位置付けについて一度確認させていただきます。

○新本情報・緊急時対応課長 まず、資料5のここにある研究課題でございますけれども、これは食品健康影響評価技術研究と申しまして、食品安全委員会が公募によりまして委託

研究で食品安全委員会が行うリスク評価あるいはそのリスコミについて必要な研究をやっていただくというものでございます。この課題については3年間やっていただきまして、終了時点で有識者による評価をやってございますけれども、残念ながら結果はこのようになりますように、目標の達成には不十分であったと。

その中身でございますけれども、もともとこの課題におきましてはいろいろな風評被害とかリスクに対する過剰と言いますかそういった反応に対して適切なリスクコミュニケーションの手法の確立をしたいということで研究がスタートしたものでございますけれども、この研究におきましてはさまざまな分析がやられたわけですが、当初の目的であった具体的な手法の開発というところまでは至らなかったということでございまして、残念ながら当方といたしましてはこの研究によります手法が成果があれば具体的な活動への反映ということもあったかもしれませんが、残念ながらそういうところまでは至らなかったということでございますので、引き続きこれについてはこの研究課題ではいい成果は得られませんでしたけれども、これは事務的に今後事法の改善ということで取り組まざるを得ないというような状況になっているところでございます。

○早川座長 よろしいですか。これは二つあると思うのですが、一つはいずれにしても目の前にあるいろいろな食品にしろ状況にしろ、リスクに対して、先ほどのリスク評価機関及び消費者庁も含めた厚生労働省あるいは農水省も含めたリスク管理、それに対するリスクコミュニケーションというの、とにかくその方法論はそのときに自分たちが思いつく最良と思われる方法でいい連携の中でやっていただきたい、というか、そうせざるを得ないと思うのですよね。それと、そういうことをやっている中で本当はこういう方法論が見つければもっとよりいい形のリスクコミュニケーションができるだろうとかという課題がいろいろ上がってくるのだらうと思います。それを解決するための方法論を研究課題としてとらえるということで、これはまたずっと永続的にいろいろな経験、試行錯誤、現実対応を重ねながらやっていかざるを得ない部分と、それから、突然ある人がこういう方法でやればもっと今までのことをブレークスルーできるのですよというふうな研究として持ちだしてくるということもあるのだらうと。とにかく研究課題としては将来に使われる可能性があるということでこれは取り上げられたのだらうと思います。ただ、今の時点で見たところ、最初に当初期待したほどのブレークスルー的なリスクコミュニケーションの手法を提示したとは言い切れなかったと、そういうことですよね。

ですけれども、いずれにしても両方とも大変大事なことであって、将来に向かっての方法論の開発というのと、今ここにある危機というか、直面する事態に対して各関係機関が力をあわせて一番効率的、効果的にやっていくという両輪でやっていくべきことである。

問題は今我々は23年度に少なくとも目の前にあることに対してちゃんとできたのですかできなかったのですかということを今議論しているのだらうと思うのですね。それに対して何か御意見ございますか。この報告書を見て。

○中村専門参考人 その議論の論点はわかったというふうなところでありますけれども。ただ、気になったのは、いわゆる福島含めて自治体、それから県庁、すべて知事さんも含めて市長さんも含めて話をするときに、皆さん苦しんでいる中で必ず風評被害でということがでてきた。それは食品だけではないのですけれども、上がってくるということの中で、多分これだけ社会的実験というとは非常に失礼な言い方になりますけれども、これだけの規模でこれだけのことが起こったということは、20 年度の知見ではそういうことであったかもしれないけれども、社会的過剰反応に対処するリスクコミュニケーションのニーズがあるのだろうというふうな部分だと思っていまして。やってできたかできないかということ言うつもりはないのですけれども、特にこの時期の中では検討していく必要があるのではないかなということ。余計なことを座長に言いましたけれども、そんなスタンスでちょっと言わせていただきました。

○早川座長 いずれにしても現在の社会の中で我々が生活している状態というのは、常に科学と背中合わせに生きているわけであって、その絶対リスクゼロというのもあり得ないし、無限大リスクということもなくて、ではその間のどこを選び取るのですかというのが、それぞれの主権者の最後は判断だと思うのですよね。そのときにそれに対して適切な情報をどれだけ多く開示できるか、あるいはディシジョンメイキングされたときにどれだけそれに対して的確な行動が行政的にもやっていけるかということが絶えず、これは食品安全委員会は食品に関してそうだし、ほかのいろいろな科学分野についてはそれぞれの科学がそういうことに直面しているということだと思います。

本当はリスクコミュニケーション論に関して非常にいい課題の今の風評被害等々について、それについて非常に正しく科学を伝えていくというリスクを伝えていって判断していただくというのは、実は食品安全だけではなくて全体論として非常に大事なこれからテーマになるのかなという気はしております。せっかく研究費をつぎ込んでやるのであれば、少しこれから前進をしていただきたいなというふうには思いますけれども。

どうぞ。

○中村専門参考人 責任の一端を私もちよっと感じている部分がありますものですから。例えば数年前、EU のリスクコミュニケーションの取組について話を聞いたりとかいうことをやった中で、いわゆる社会的グループとか社会的集団とかその部分のところによっては受け取り方がものすごく違う、属性によって違いますということがでてきた。その後、ではその社会的グループとかいうものをどう特定をしてどうコミュニケーションを行っていくかというようなところの議論の論点まではたしかあの 2 年前の段階ではおおよそ整理をされて、多分当時のリスコミの報告でもそのあたりまではまとめた記憶があるのですよ。今回いわゆるどの範囲の部分でどう反応するかとかそういったような部分のところが実証

的に特定できるような条件があるのではないのかなと思います。なおかつ現実に都道府県を含めて非常に大変苦しんでいるということがある中で、何かやはりコミュニケーションを扱う部分として何か考えてみるというかやっていく、そういうことが必要なのでは。座長のおっしゃるのはそのとおりなのですけれども、多分これは社会的なコミュニケーションのとり方の問題として、技術的なきちっと伝える伝えられない、どう伝えるか、どの範囲で伝えるか、どう受け取られるかというところだと思いますし、現実にもそこで皆さん苦しんでおられるところだと思うので、もっと突っ込んでみる価値のあるものではないかという趣旨で。

○早川座長 この委員会は最近企画等というその等の中に入ってしまったけれども、リスクコミュニケーションであるとか緊急時対応というのは非常に大事なテーマの一つでありますので、そういう議論を活発にさせていただいて、次に向かって何か進めていければというふうに思います。どうも貴重な御意見いただきまして、ありがとうございました。

どうぞ。

○大瀧専門委員 すみません、リスクコミュニケーターという立場で私の住む地域で放射性物質についてリスコミをしているので、聞いていただければと思うのですけれども。私は茨城県に住んでいまして、正しい情報が伝わっていないために不安に思っている消費者がまだまだ多いと思います。規制値が下がったということで、また規制値を超えた食品が出たという報道があり、また不安を抱えています。消費者は何が不安なのかということをごちらが察知しなければいけないと思いますし、消費者はわからないから不安で避けてしまうのです。避けるだけでも風評被害に加担していることになってしまうと思います。

食品安全委員会の科学的中立、公正な情報を伝えて理解してもらうことが大切で、それについては食品安全委員会から出される資料が以前よりずっとよくなっていますし、ビジュアル版の資料などもたくさん活用させていただいております。正確に理解していただくためには、小さな地域地域でその状況に合った説明が必要なのではないかなと感じております。私の住む地域では農産物を測定しようという動きがありまして、私も少し測定を手伝っておりますが、地産地消を推進する動きが以前からあるのですけれども、リスクの分散ということでは、それはリスクが大きい選択の仕方です。多くの農産物を測定してみますと、セシウムの核種の検出限界を 12.5 Bq/kg、約 30 分の測定で、ほとんどの農産物からは検出されません。ただ、その中でタケノコが 30~80 Bq/kg ぐらい、100 本ぐらい測ったのですけれどもありました。わずかに 20 km ぐらい離れた隣の市のものを測ると 200 Bq/kg あったものがあり、そこは出荷規制になっています。そういうことから消費者は不安になってしまいます。

それで、どうやって理解していただくかということですが、実際の食品、タケノコについて測定値を出して、あなたはタケノコを何 g 食べますか、何日間食べますかというようなお話をして、それを食べて何 Bq になり、それは何 mSv に相当し、それで体への影響はどのくらいですか、ほかのリスクと比べてどのようなものなのかということを説明したり、天然のカリウム 40 がありますから、バナナ 1 本 15 Bq ですよとか、食品にゼロリスクはないことや、規制値 100 Bq の考え方等をお話して、どう考えていったらいいのかということ、リスクとの付き合い方を一緒に考えていくことが必要なのだと思います。自分はどうか、食べるのか食べないのか、選択するのか選択しないのかということ自分で考えてもらうことが本当に大切なのではないかと思います。単に大丈夫ですよとか安全ですよということではなく、自分で選択すること (informed choice) を考えていただきたいなと思いますし、それを伝えるいいチャンスではないかなと思っています。

その中でもう一つ、小さな子どもに関して非常に心配だという声が多いのですが、これは報道のために何かそういうイメージがつくられてしまったのではないかと思います。規制値の考え方で、リスクが大きいのは中学生ぐらいの男の子なのですね。それについてあまり正確には伝わっていないのではないかと思います。

あとは、放射性物質に関して取材の方が来られます。主要なテレビ局や新聞社の方がいらっしゃるのですが、その方たちによく理解してから報道してほしいと思っていることと、食品中の放射性物質の問題はグルメ番組と同じようには扱ってほしくないという話をします。本当に風評被害がひどくなったらあなた自身も困るのですよという話をすると、はあとと言って帰られますけれども。報道の関係の方にもこれを報道したら消費者がどうとってしまうのかということも考えてほしいということを伝えております。すみませんお時間をいただきました。

○早川座長 ありがとうございました。先生どうぞ。

○渡邊専門委員 今メディアのことが出たのですけれども、確かにメディアの方がプロフェッショナルなのかというプロフェッショナルではないのですよね。一人の人がすべてのいろいろな分野を全部カバーしなくては行けないと、一夜勉強した結果を報道番組とか報道に使っているというのが現状だと思うのですね。これ一つの例ですけれども、国立感染症研究所でそのことを非常にいたく感じたことがあるのですよ。我々がいろいろなメディアの取材を受けるときにそれをそのまま言った、説明するわけですが、説明したやつがそのままの形で出ない場合が非常に大きいわけです。特定のところだけが取り上げられて、そしてそれが非常にエンハンスというか過剰な形で取り上げられてしまうと。

それでちょっとそれに懲りましてね、毎月 1 回メディア勉強会というのを開くことにしたのですね。その時々の特ピックスについて、別にそれが表に報道されるされないは別として、そういうことに関わるメディアの人に公平にメディア勉強会をやりますので参加し

てくださいということで参加していただいて、約2時間ぐらいかけて一つの問題点に対して細かい科学的な説明をしております。例えば皆さん先月風疹の話題が大分出たと思うのですね。あれはそれがやった結果、あれだけいろいろ報道されて、そして中には十分ではないところもあるのですけれども、それなりの報道結果が出て、いろいろな風疹になることによるリスク、そういうものが恐らく大分情報が出たのではないかと思います。例えばリスク管理機関があれを流すとなると、相当の広告費、何千万の広告費を使わないといけないわけですが、ちょっと言い方悪いですが、メディアの方にうまく乗っていただくと非常に、ただでそういう適切な情報が伝わる可能性があるわけです。

是非この食品安全委員会も、多分やっているのかどうか分かりませんが、一月に1回か2回ぐらいはそういう形で勉強会をやられて、適切なやつを出していただくようにすると、もうちょっと今の問題点が少し、言い方悪いですが、ただでクリアできるのではないかなと思います。

これはやはり両方が努力しないと無理なことで、メディアの人ばかりに言っても、メディアの人は先ほど言いましたように一人が幾つものことにかかっているということが我々もだんだんよくわかってきて、これはやはり一人の人間がいくらスーパーマンでもできないだろうというふうなことがわかってきていますので、徐々にやはりこちら側もそれに相応するような形での努力を重ねてきているということで、一つの参考になればと思います。

○早川座長 どうぞ。

○北池勧告広報課長 今のお話ですね、私もマスコミ、マスメディアとの関係は非常に重要だと思っています。がんセンターもそういう形で定期的なマスコミとの検討会をやっておられまして、それに参加してどういう形でやっておられるか勉強させていただきました。今年の2月に開催したということをお話しさせていただきましたけれども、マスメディア、逆にマスメディアのほうから正確な情報をいかに提供していただくという手法については非常に望ましいやり方だと思っていますので、やり方も含めて今検討しているところでございます。できる限りマスコミとの勉強会の開催はやっていきたいと思っています。

○山田専門委員 先ほど篠原さんから「自治体と組んでリスクコミュニケーションしている」というお話がありましたが、「官」の枠組みの中でやっているだけでは、一般の方に情報が伝わらないと思うのです。私も「チェーンストア協会がお手伝いしますので放射性物質のPRをしませんか」とか、「メーカーさんに集まっていますので、そこでPRしていただけますか」というお願いを事務局にしているのですが、それよりもやはり、マスコミの影響力はものすごく大きいものですから、月一回でも委員長が出て行っていただいて、マスコミにリリースしていただくと、大きな効果が得られるのではと考え

ています。

○早川座長 はい、どうぞ。

○渡邊専門委員 これ何か感染研の宣伝ばかりしていて申しわけないのですけれども、もう一つは我々今市民講座ということをやっています。これは市民の方でやっぱり感染症に非常に興味を持っておられる方々に来ていただいて、毎週月曜日に6時から8時まで幾つかのテーマを決めまして、一つは感染症全般の話題とあと今特に問題となっているワクチンに関して、これ非常に皆さん関心が高いので、それを15シリーズで、前期に15回、後期に15回、ちょっとスペースの関係もありまして30人から50人ぐらいのずっと15回通して聞ける方が来られているのですけれども、それをもう8年間やっています。そうするともう何百人ですね。それがいわゆる人を介して次の人にそれが伝わっていくということでの伝播力というのは結構、井戸端の話ではないのですけれども、いろいろな形で伝わっていくということで、そういう地道な活動というのも必要なのではないかなと思ひまして。食品安全委員会がそれをやるかどうかは別ですけれども、やはり我々側がやはり努力していないとなかなか難しい点はあるのではないかなというふうに思ひます。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。やはりリスコミに関して、マスコミ、マスメディアの存在というのは非常に影響力が本当に大きい、一方でマスメディアは専門家ではなく、また視聴率であるとか購買、販売数であるとか、そういう誘惑に駆られがちなところもあって必ずしも正確な情報源にならないこともある、なるべくそれを科学と背中合わせで生きている社会の中で、消費者なり関係者が正しいリスクの判断をできるように、やはり食品安全委員会としては食品安全委員会の立場として大いにマスメディアに接触、まさにコミュニケーションをして、そこでより正しいリスク判断を消費者ができるようにすると、あるいは関係者ができるようにするという方向で、これはこれからの大きな課題なのだろうというふうに思ひます。感染研でいろいろな試みをやられている、あるいは多分医師会でもいろいろなそういう意味での試みをやられている。いろいろなところでいろいろな試みをやられておりますけれども、政府機関が非常に積極的にそういうことをやる、やらざるを得ないのではないかなというふうに思ひます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

大事な問題をほぼ、要するに継続的に一層努力する話と今後の課題というか、両方それなりに出していただいたと思ひます。この議論自体は大変有益であったのですが、議事進行の立場から言いますと、まず今いただいた運営状況、報告書フォローアップですね、これで追加すべき部分、書き直すべき部分があるかどうかという、一応これはこれで了承するかという問題があるのですが。今までいろいろな御意見をいただきましてけれども、特にこの報告書の中にこういう点を入れたらどうかというふうな御提案はございますでしょ

うか。はい、どうぞ。

○中本専門委員 すみません、中本です。資料を拝見したのですが、今日いただいたトップページのアクセス件数のこの用紙とかもすごくわかりやすく表示していただいているのですが、このトップページ以外にキッズボックスであったりとか、対象者別に分けておられると思うのですが、そこにアクセスされている方というのは月に何件ぐらいあるのかとか、そういうことも表示していただけるとありがたいですけれども。キッズボックスが活用されているかどうかということなのですからけれども、

○北池勧告広報課長 すみません、ちょっと今お答えは持っていないくて申しわけないのですが、私どもトップページのアクセス件数は定期的にフォローしていますか、各項目どれぐらいのアクセス件数があるかまでは、分析に至っていないという状況でございます。今おっしゃられた点については、実際に調べられるかどうかかの問題もありますので、今後の検討課題でお願いいたします。

○中本専門委員 はい、ありがとうございます。

○早川座長 よろしいですか。今後の検討課題というお答えですが。ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

○唐木専門委員 先ほど中村さんの御指摘があった 63 ページの研究の事後評価の問題ですけれども、これ評価結果は成果があったか不十分であったか白黒で書いてあるのですね。しかし、これ読まれた方は不十分だったというところとまるっきりだめだったというふうに思われるだろうと思うのです。しかし、研究の評価というのは白か黒かではなくて、やはり目的のどのぐらい達成されたのかということを書く、評価するのが大事ではないかと、それが誤解を防ぐのではないかというふうに思いますので、この評価の仕方というのを少し工夫をされてはどうかというふうに思います。

○早川座長 これはもう少し中身の詳しいことを参考資料か何かで参照できるようにしていただくということは可能ですか。

○新本情報・緊急時対応課長 今回の報告書ではこういう簡潔な整理になってございますけれども、事後評価が終わった段階で委員会には別途評価結果について報告してございまして、それには少し内容がわかる形での評価結果を記してございます。今唐木先生が言われたような形で白か黒かということではなくて、例えばこのリスコミの課題につきましては、解析した結果有用と考えるととかそうした研究の成果についても触れておりますので、そこは達成できた部分と足りなかった部分がある程度わかるような形で評価結果は整理し

て公表してございますので、補足させていただきます。

○早川座長 最近の研究費のことで申しますと、まず採択するかどうかという事前評価というのがございますね、そのときにこういうものが採択されます、何件くらい応募があって、それで評価委員はこういう方々でしたと。それから、例えば最後のことを言えば、最後にこういう結果であったと、これはウェブか何かでオープンにされるわけですね。

○新本情報・緊急時対応課長 そのとおりでございます。

○早川座長 それを引用しておいていただければ、もうちょっとホームページかどこかを見れば、というかウェブのサイトを示しておいていただければというのが一つの手かなと思うし。それと、付録的に参考資料としてもうちょっと詳しい、どこが評価でき、これから改善の余地がどこにあるのかという点をもう少し詳しく書いていただく、いろいろなやり方があると思うのですが、唐木先生がおっしゃっておられるのはどこら辺のレベルでこの報告書に盛り込んだらいいか。

○唐木専門委員 当然このスペースですからそんなに詳しいことは書けないだろうと思いますが、例えば目標の達成には不十分であったというのは、目標を例えば 100 とすると 8 割程度なのか 5 割程度なのか 3 割程度なのか、その辺の粗々の定量評価があるといいのかなと、そんな感じなのですが。

○新本情報・緊急時対応課長 定量評価での表現も一つの整理かもしれませんが、これまで委員会のほうに報告する形としては、具体的な中身ですね、目標で達成した部分はこういうもので、足りなかった部分はこうだということで、中身は書いてございますので。それにつきまして一つの提案といたしまして、資料 5 は単純な整理表でございますけれども、この脚注にでも、具体的には何月何日の委員会会合に報告したという形で資料何番という形で具体的なものがございますので、それを紹介するような形で、詳しくはそちらを見てくださいというような形で、この資料は整理させていただいたらどうかと考えますが、いかがでございましょうか。

○早川座長 先生いかがでしょうか。よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。はいどうぞ。

○小出専門委員 今 63 ページのこの部分を議論されていると思いますけれども、ひとまとめにして目標の達成が不十分であったという言い方が、これでは結局内容的には何も言っていることにはならない。先ほど座長がちょっとリスクコミュニケーションに関して評

価のリスクコミュニケーションあるいはアセスメントのリスクコミュニケーション、それからリスクマネジメントのコミュニケーションという言われ方をされて、放射能の話を聞いていたのですけれども。例えばこれであれば、科学的なアセスメントのコミュニケーションというのは随分確立したものを頻度高くやった。やったけれども、十分まだまだ伝わっていない。それプラス、やはりリスクマネジメント、どういうことをやっているということのコミュニケーションがまだまだ十分ではないのではないかなというようなこと、これは私の考え方ですけれども。やはりそういう少しいろいろ分類して、これはうまくいったけれども、ここまでは届かなかったとかそういう分析をされたほうがいいのだろうと思います。

○早川座長　ありがとうございます。具体的にはちょっとこの報告書のほうにスティックしますけれども、それにはどういう書きぶりで。先ほどの事務局のお話だと安全委員会の本委員会の提出バージョンを引用するみたいな感じの記載ぶりにしたいという御意見ではあったのですが。もうちょっとこの評価結果を、といっても3行か4行か5行ぐらい、もうちょっと詳しく書くとしてもそういうことにしなければならないのかなという気はしますけれども。

○小出専門委員　評価結果といえども次年度方針のところで書いたほうがいいのいかもしれませんね。

○早川座長　もしご提案いただければ、事務局が対応できると思うのですが。

○小出専門委員　これはこれだけ読ませていただいても実際に目標の達成には十分でしょうけれども、最終的にどこが自分たちとしてまだやり足らなかったのか、次年度にこれをやるというやはり思いがあると思いますので、そこを書かれたほうがいいのだろうと思います。そうしないと、我々も今それぞれの立場でリスクコミュニケーションなり何なりやっていますけれども、そういう話となかなかかみ合っていないのではないかと。すみません。

○早川座長　ここの63ページの平成20年の課題に関してはもう終わったわけですね。ですから、そこはやはり不十分であったということを簡潔に書くか、あるいは引用するか、いずれにしてもここにもうちょっと読んだ方がわかるようにしてくださいというのが一つと、それから平成21年度の課題に関して以降は目標を達成したというのがありますので、これは次年度のことではなくて中間評価としてこうであったとそういう意味ですか、それとも全部最終評価なのだけれども、年度が1年の計画のものであったり3年の計画であったり、そういうことですかね。最終評価。

○新本情報・緊急時対応課長 そのとおりです。

○早川座長 そうすると、目標の達成に不十分であったというところがもうちょっとわかるようにというのがずっと言われていることだと思うのですが。

○新本情報・緊急時対応課長 よろしいでしょうか。今小出専門委員が今言われたことでございますけれども、この 63 ページのリスコミの研究というのは、実際のリスコミ活動の評価をやっているものではなくて、リスコミの推進手法を開発するというのでやったものでございまして、先ほど小出専門委員のお話の中でリスク管理機関がどうかとかリスク評価機関がどうかとかいうことがございますけれども、そういうことではなくて、手法の開発でやっているものでございますので、何となく先ほどの小出専門委員のお話だと実際のリスコミ活動に対する評価のことを言われているのかなというふうにも聞こえたのですけれども、そこは研究手法の開発でありますから、そこはいずれにしても具体的に書いたほうが良いという御趣旨での御意見ということでよろしいでしょうか。

○小出専門委員 それはそのとおりですね。これは研究領域についてということなので、平成 20 年度のことについて今さら何か書いてもしょうがありませんから、これから今年度あるいは次年度計画というときにはもう少し、リスクコミュニケーションは今一番大きな課題だと思いますので、ということでちょっと、適切な場所で適切な意見を言わなかったかもしれませんけれども、

○井原総務課長 今年度の運営計画に基づくリスコミをはじめさまざまな活動の実施状況につきましては、11 月ぐらいにフォローアップという形で中間取りまとめというのを予定しておりますので、その段階で今言ったようにどこができてどこができなかったかというような視点でフォローアップ中間段階の事務局、委員会としての評価をできるだけ書き込んでいく、今年度の今後のリスコミを含めた実施状況ですけれども、今たくさん御意見をいただきましたので、そういったことも含めて、どういったことをやってきたか、やる上でどういう課題があったかというようなことを、11 月に取りまとめる資料でまとめさせていただければと思います。

○小出専門委員 わかりました。

○早川座長 いずれにしても評価結果の大事なことは、国費を投じてこの研究をやったということがまずあって、やった結果がうまくいったにしろうまくいかなかったにしろ、特にうまくいかなかった場合に、どういうところがうまくいかなかったのだということが何

らかの形で、いわば次に続く人たちにわかるようにすると、あるいはこれからこういう研究をやろうと思っている人たちにわかると。そういう積み重ねだと思うので、必ずしも達成できなくても、次への足掛かりとしてという意味合いもありますので、そこら辺は次に生かせるような形での、参照できるような形にしていいただければいいというのが多分委員の方々のコメントのいわば核になる話なのかなというふうに思いますけれども。

○小出専門委員 一言だけちょっと付け加えさせていただきますと、この 63 ページのこれを読んでちょっと疑問に思ったことは、社会的過剰反応の確認をする手法の確立とそれを最小限に抑えるためのということで、これがいわゆる科学的な、食品安全委員会の一番のミッションというのはそうなのだろうと思いますけれども、リスクのアセスメントがうまく伝えられなかったと思っているのか、アセスメントに関してはちゃんとできたのだけれども、それを伝えるのにそのアセスメントのコミュニケーションだけでは不十分だと考えているのか、そういうことをちょっとお聞きしたかったから先ほどのような質問をしました。

○早川座長 これは手法の開発ですよ。ですから、その場その場でのアセスメントのリスクミをどうやったかというのはあるのだろうけれども、過剰反応に対してどういう手法で対応すればこれからもっとうまくコミュニケーションができるかという手法の開発という、そういう意味ですね。そこが必ずしも当初の目標どおりにはいかなかったと、こういうことですよね。

○新本情報・緊急時対応課長 若干御紹介させていただきますと、この研究におきましては過去の中国産冷凍ギョーザとかの事件を題材といたしましてその時々メディアの対応、報道状況を分析いたしまして、その報道に対応して世論がどういう反応したかということ进行分析して、それに対する的確な情報提供なりリスクミの手法を確立したいという趣旨でやったものでございますので、ちょっと詳細については手元にないので恐縮でございますけれども、具体的な中身については報告書はホームページで公開させていただいてございますので、そちらもまた御紹介させていただければなというふうに思います。

○早川座長 よろしいですか。

○唐木専門委員 もう一言だけ。座長の言われたことに付け加えますと、やはり国費を使っている研究で不十分であったということはそもそも採択のときの審査がまずかったのではないかということから始まって、研究者の努力が足りなかったのではないかといろいろな段階があるのですね。その評価はきちんとすべきだろうということで、これが納税者に対する責任だろうという意味で申し上げました。

もう一つ同じようにわからないのは、目標以上の成果があった。これは目標を達したということで、目標以上の成果があったというのは何なのですかというのも、これもわかりにくい。多分これは研究の過程で意図もしてないプラスの効果があったのだらうということなのかなと推測はしますが、やはりこの辺をわかりやすく説明するというのが大事なことだろうと思うということです。

○早川座長 これもコミュニケーションの一種なのですね。

○唐木専門委員 そうなのです。

○早川座長 ということで、この報告書について今さまざまな御意見が出ましたので、この部分については少し工夫していただくということでもよろしいですか。趣旨は十分わかりになったと思いますので。

先ほど手が上がっていましたが、よろしいですか。もういいですか。

○中村専門参考人 書きぶりなのですが、最初にはじめにとあって、それから実際に何やったか書いてあって、3 番目に 16 から運営状況の総括というふうに入っているわけけれども、ここで書いてあることは2で書いてあることをコンパクトに繰り返していることしか書いてないのです。例えばリスクコミュニケーションでいったら交換会、テーマで何回、何件やりましたというふうにしただけでなくて、総括らしくない。多分それを受ける総括として、17 ページの「以上・・・」のというところなのだろうと思いますが、そういう理解でよろしければ、実際現実これだけ世の中で風評被害ということが事実としては出てきて課題としては提起はされていることは間違いはないと思うので、(2) のところのリスクコミュニケーションを効果的に実施するためという部分のところで、やはり今回の風評被害の部分が非常に大きなものがあったということを踏まえつつとか、そういったようなことで総括をしていただけたらありがたいと思います。

○井原総務課長 今の点でございますけれども、17 ページの(1) から(5)の部分については今年度の運営計画の重点事項として書かれていることを抜き出して書いていますので、以上を踏まえてやっていくということになるのですが。個々に書き加えるというよりも、今いただいた御意見についてはその前のところで何らかの形で書き込めるような形に修正させていただきたいと思います。

○早川座長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、ちょっと時間も押してきましたので、今までいろいろな、とにかくリスクコミュニケーションが最大のテーマということでそれを中心にいろいろ活発な御議論をいた

だきました。それで、この報告書、資料 1 に関わることでございますが、まとめるというほどでもありませんが、今課長のほうからお話のあった 16 ページのところの書きぶりを少し専門委員の御意見を踏まえて表現を少し工夫していただくというのと、63 ページですかね、あそこの表の達成云々というところについてももう少し工夫をしていただくということによろしいでしょうか。

それでは、そういうことで、原案につきましては今の点を追加修正した上で食品安全委員会に御報告するということにしたいと思えますけれども、いかがでございましょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。

(2) 平成 24 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について

○早川座長 それでは、次の議事に移りたいと思います。平成 24 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について、事務局から御説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料 2-1 から 2-4 までに基づいて御説明いたします。まず、資料 2-1 でございますけれども、今年度自ら評価案件の決定までのスケジュールの案でございます。ホームページ等に一般からの意見募集について、御意見をいただいた後実施をし、それから専門調査会、食品安全モニター等から意見をいただきまして、それを事務局のほうで整理いたします。専門調査会と書いてありますので、また後ほどこの企画等専門調査会の委員の先生方につきましても具体的な提案をいただけないか依頼をさせていただきたいと思っております。8 月にかけて事務局のほうでいただいた案件候補について整理をいたしまして、9 月の第 4 回で議論をいただく。それから、11 月、第 5 回で 2 回目の絞り込み、それから年が明けて 2 月で自ら評価の案件候補の決定をしていただきまして、その案を 2 月、食品安全委員会に諮りまして審議をしていただいて具体的な案を決定いたしましたら、2 月から 3 月にかけてパブコメ等を行いまして、3 月、最終的な決定をするという、これまでどおりの流れでいきたいと考えております。

それで、資料 2-2 と資料 2-3 は既存の資料でございますけれども、対象候補の選定の考え方、案件候補の選定基準ということで、(1) の①、②ということをお示ししております。それから、資料 2-3、これは企画等専門調査会で具体的に御審議いただく際に提出する資料に盛り込む事項を記載しております。対象案件の情報源等の情報を集めて調査審議をいただくということをお示ししているものでございます。

それで、先ほど申しました、これから事務局で行おうとしております一般の方に対するホームページによる案件候補の募集でございますけれども、資料 2-4 でその募集の案をお

示しております。基本的に昨年度のものとはほぼ同様なのでございますけれども、真ん中以降、下線を引っ張っている部分、修正部分ということで下線を引っ張っているわけではないのですが、そこに先ほどの案件候補の対象選定基準について、今年度は①、②と書かせていただいております。というのも、たしか前回の企画等専門調査会の委員の御意見として、たくさん案件候補をいただいても具体的に調査審議となるものは少ないので非効率ではないかというような御意見がありましたので、あらかじめホームページ等で一般の方に募集をする際にどういう選定基準で選ぶのか、具体的にどういう資料が必要になるのかということを書いてはどうかということで提案をさせていただいております。

それで、2 ページ目にいっていただきまして、それと同様の趣旨でございまして、昨年度この専門調査会で調査審議をしていた際に案件候補にならなかったものの、具体的な例、例えばリスク管理機関できちんとした管理措置がとられているとか、情報で具体的な出所根拠が示されていない、過去の専門調査会で審議されている対象候補にならなかった、対象候補として委員会に報告されたけれども、新たな知見がその後得られていない、技術的に困難等々と、こういう理由で昨年度は案件に選ばれませんでしたということを書いております。具体的に昨年度たくさんいただいた案件候補の一覧表についてはホームページで既に掲載をしていますので、具体的な内容についてはホームページに飛んでくださいというようなことを書いた上で、一般の方からの募集を開始したいと考えております。

説明のほうは以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明のうち、特に資料 2-4 ですね、外部募集等についての内容あるいは記載事項につきまして、御質問御意見等ございましたらよろしくお願いします。いかがでしょうか。どうぞ。

○阿南専門委員 4 でなくてもいいですか。情報を収集するという角度でもいいですか。

○早川座長 はい、どうぞ。

○阿南専門委 実はさまざまな食品に関する事故情報ですとか相談情報ですとかは、国民生活センターや消費者庁に情報が集約されているのです。医療機関とのネットワークも組んでいますので、国民生活センターには医療機関からの被害の情報なんかも集まってくるのですよね。事故情報データベースもあって、そこにも各自治体やほかの省庁から報告された、通知された情報も集まっています。ですから、その情報を分析をして、一体今、何が一番求められているリスク評価なのかということここをここに反映する仕組みをしっかりとつくってはどうかと思います。

しかも、食品安全委員会も消費者庁も同じ担当大臣ですので、その相互の調整的な機

能というものをうまく使いながら情報を共有して分析していく、そのようにして国民の今の現実の問題に応えたリスク評価をしていくという角度でこの安全委員会の事務局も、そういう会合もあるというふうに聞いてますので、そこで候補案件をリストアップするといったこともやっていただけるとすごく有効なのではないかと思います。

○早川座長 いかがですか。外部募集だけではなくて、まさに内部で自ら必要だと思われる案件を候補に挙げていくと、そういうことですね。

○井原総務課長 これから9月にかけてまして事務局のほうで案件候補をいろいろ情報整理していく中で、今阿南委員のほうからいただいた消費者庁で持っている情報とかを、具体的にそこにある情報で、どの程度の具体的な情報が集まっているかというところも勘案しながら集めていく必要もあるとは思いますが、まずは集まっている情報、消費者庁とよく相談をして集めていきたいと思っています。

○早川座長 ほかにいかがでございましょうか。新しく選定基準としてこういうものを具体的にということで、何でもかんでも出てきても、それは必ずしも対象にはなりにくいですよということをあらかじめ宣告してから外部募集については行うということではあるのですが。今の内部的にくみ上げていくというか取り上げていくということと、両方生かせばどこかで埋もれている大事なことを取り上げられる可能性はさらに出てくるのかなという気はいたしますけれども、いい御提案をいただいたと思いますが。

ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

○石川専門委員 自ら評価、昨年もちよっと言ったと思うのですが、まずホームページだとか一般の方からいろいろと意見をいただくというふなことに考えてみますと、まずこの参考資料の一番最後のところにあるホームページの件数というところにどうしても目がいってしまうのですよね。余りにも人気がなさすぎるので、これで実際1月に5万件とか6万件というのは、これ国がやtingることですから全国ですから、ほかの今例えばお母さん方の携帯でやっているいろいろなSNSのアクセス数だとか、それから私たちが子育てサイトだとかそういったものに関連しているのですけれども、その件数からすると恐ろしく少ないわけですよ。これは要するにホームページを見ていただいた方はわかると思うのですけれども、いかにも例えば食品安全ということで一般の方たちが来て何を見つけたのか、いろいろあると思いますけれども、私も見て、これで本当にいいのだろうかというふうな感じのホームページなのですよね。ですから、そこから一般の人たちが心配しているいろいろな食品に対しての心配というものを拾い上げて自ら案件にするというのはそもそも難しいのではないかという疑問がまず出てくるのですけれども、いかがでしょうかね。

○早川座長　いかがでしょうか。

○北池勧告広報課長　ホームページを担当している者として非常にお答えしづらいところですが。今は、このアクセス件数をどう評価するかということに関しまして、トップページ少ないとおっしゃられました。ただ、必ずしもそのトップページではなくて、トップページ以外からその検索画面から入られる方もおられまして、全体としてはもう少しあるのではないかと考えております。

それともう一つ、トップページに関しては2年前に修正をしたところでございまして、私どもも問題点があるということは十分把握してございますので、幅広く意見を求めながらできるだけ改善していきたいと考えております。またそういう面ではいろいろどういう形があるかにつきましては十分検討していきたいと考えております。

○早川座長　どうぞ。

○近藤専門委員　幾つか問題点が、結果としては別にこうしろということはないのですけれども。一般からの募集の一般の意味が多分一人一人すごく違うと思うのですよね。一般といっても既に科学的情報を持っていて専門家である一般の人と、それから町で子どもが転んだ、これが危険だというようなレベルでの一般なのか。その両方の言葉が多分入り乱れていると思うのですよね。さっき阿南委員がおっしゃったように、実際消費者庁に寄せられているというのは、子どもが転んだ、子どもが下痢をしたと、そういうような声の中に非常に重要なものがあるのではないですかというような目線も持っていただきたいということだと思いますし。

ただ、そもそも食品安全委員会が一般消費者にどれだけ知られているかということを考えずに一般から募集すれば一般の方の心配している事案がうまく掘り起こせるのではないかとこのところにまず非常にギャップがあると思うのですよね。

それで、そのホームページにアクセスする以前に食品安全委員会なるものをもう少し広く、本当にいわゆる一般消費者に知らしめていただきたいという前提があって、その上でホームページというよりは食品安全委員会、ここに書いてありますけれども、安全モニターとかこちらにお問い合わせが来ますよね、そういう方々の中からももしかしたら見落としている、いわゆる本当に専門家の方の一般では見落とすような消費者からの意見があるかもしれないということにも是非注目していただきたいと思います。

○早川座長　何か。どうぞ。

○山本専門委員　私が言いたいことを今近藤さんが全部言ってくださったのですけれども、前から何回も言っているのですけれども、私はこういうところに参加させていただいてい

ますから少しはわかるのですが、黙って生活をして新聞を見てたりテレビを見てたりするような生活では、例えばここでやっているワークショップだとか食の安全ゼミナールだとか食の安全ダイヤルとかということについて、全然入ってこないのですね、毎日の生活で新聞を見たりテレビのニュースを見ているだけでは。ですから、募集というよりも、前から何回も言っているとおり、もっとこちらのほうの広報というのでしょうか、そういうことのほうが先決ではないでしょうか。

○早川座長 何かございますか。

○井原総務課長 私どもの食品安全委員会の存在をより広く知らしめるということの重要性は十分認識しています。それと併せてホームページによる意見募集を行い、それから先ほど御意見ありました食品安全モニターあるいは消費者庁で持っている情報等々を把握し掘り起こして、本当に埋もれているかもしれないその情報をできるだけ掘り起こすことができるようにしていきたいと思います。

○早川座長 さっきの話とも関連するかもしれませんが、マスコミとの対話とかマスメディアとのコミュニケーションをさらに密にしていけば、それは食品安全委員会の存在そのものも場合によってはより全国、今でも全国的なのですけれども、さらに広くということはあるのかなと思います。

○山本専門委員 毎年毎年ずっと同じで、変化しないのです、この内容が。だから、わかる人は、国民のわかる人の一部しか、一部といってもすごい少ない数ですね、このアクセス数とかから想定すれば。

○早川座長 私は特に食品安全委員会を弁護しなければいけない立場ではないのですが、だけれども、出るときには名前が出てますよね、マスコミに、節目節目で。ちょっとこれは議事録に残るので言わないほうがいいかなというふうに思いつつ今考えているのですけれども。消費者の方が本当にせっぱ詰まっているのかと。本当にせっぱ詰まっていれば、こういう機関があって、こういうマスコミにもときどき登場しているところがあってという気もするのですね。だから、両方にそれぞれ問題があって。もちろん食品安全委員会自体はさらに意見をくみ上げるための活動を強化していくという必要は大いにあるのだろうと思うんですが、では一般の方の認知度を高めるためにはどうすればいいかというのは、今までも努力されてきたのだろうと思うけれども、一般の人も知ろうとしなかったのかもしれない。でもないですか。

○山本専門委員 一般庶民としては、せっぱ詰まるということだけでなく、税金を使っ

てやっているわけですから、せっぱ詰まらないときでも……。

○早川座長 つまりは、これはこの食品安全という問題に対してどれぐらいこの日本が、あるいは日本国民が本気かということですよね。どの程度までの、先ほどのリスクと社会ということを申しましたけれども、食品ということからくるリスクに対して、その深刻さに対してどこかで割り切らざるを得ないわけですね、リスクとベネフィットの関係の中で。私がせっぱ詰まっているのですかと言った意味は、そういう意味での突きつけられ方を一般国民がしていれば、当然一生懸命になってアクセスして何とかしてくださいよという話になるのだと思うのですよね。

ちょっとこれから言うとなかなか長い議論になってしまうので申し上げないのですが、これ広報の努力をしなくてもいいということは申し上げているわけでは全然ないのですよ、当然最大限できる範囲でしなければいけない。だけれども、私は前回の会議でここの予算が 10 億円を切ったという話を聞いて、本当にこの国はそういう意味での、あらゆる意味で一般国民がその現実をわかっていて、何でもかんでもここにすがってくるような体制ができていいのかと。つまり、今普通のちょっとした生命科学の研究費でもある研究者に 3 億も 10 億も 20 億も 30 億もいってるわけですよ。そういう中でここの食品安全委員会という日本の食品全体を安全性評価をするところが 10 億円以下になってしまっていると。この現実も、だからいいと言ってるわけではないのですよ。私はせっぱ詰まっているのであれば、それはもっとせっぱ詰まってやらなければいけないだろうと。それは十分できる範囲で相当努力されていると思うのですね、拝見しても。今の御意見をいわばなくそうとしている意図ではないということは御理解ください。私は現実を語っているだけであって、現実の一般の国民の皆さんがどういう日々食品に対して深刻なのか、それとも何でも政府がやってくれるはずだと。やってほしいのはわかるのですが、だけれども、それにはいろいろなコストも必要だし、体制も必要だということですね。せっぱ詰まっていないのではないかと言ったのは、本当に危機に見舞われていれば、多分それに対してこの国はもっと総力を挙げてというかやらなければいけないですよ。だから、ここからそういう声を発しても構わないのですが、そこまでも含めてちょっと考えたらどうかなという気はしています。先ほどの消費者庁のほうにいろいろな声が集まって、あるいはそのデータが集まってきていると。そこからくみ上げるというのは私は一つの非常にリーズナブルなやり方だと思います。

もうちょっと言えば、本当に深刻なことだと、本来管理機関がちゃんとそれを察知してここに諮問してこななければいけないわけですね。ほとんど多くはそうやってきている。そのすき間というかそこでこぼれたところを何とか拾い上げようというのが今の自ら評価というものなので。難しいことは難しいのですよ、非常に。絨毯爆撃していかないとそれは拾い上げられないような性質のもので、この体制でどこまでできるのかと。そうすると、現行の体制の中では現行の体制の中でできる最善を尽くす以外にはないでしょうということ

とを前提に私は議論しているのだらうというふうに思っているのですが。
どうぞ。

○山本専門委員 ありがとうございます。お話はよくわかりました。ここに専門委員と書かれておりますが、わたしは何かの専門家というわけではなく、一消費者、庶民として出席しておりますので。ありがとうございました。

○唐木専門委員 食品安全委員会ができたときから私はリスクコミュニケーションにずっといたのですが、そこでの一つの大きな課題が食品安全委員会の認知度をどうやって向上するのか、これは議論をさんざんやりました。結局最後に認知度を上げることが本当に必要なのか、あるいは国民が本当にそれを望んでいるのか、テレビを見るようにあるいはインターネットを見るように自分の興味で見たら食品安全委員会なんて本当に興味持っている人しか見ない、しかし、それを無理無理見せて向上させる手段があるのか、これはないのですね。どういうときに見るのか、それは座長がさっきちらっと言ったように、何か緊急事態が起こったとき、これはみんな一生懸命探して見るだろうと思います。福島が起こるまでは原子力委員会なんてほとんどの人は知らなかった。原子力安全委員会も知らなかった。しかし、福島の後にはほとんどの人が見るようになった。多分そういうことが起こらないのが食品の安全の世界であって。ですから、認知度の向上をリスクコミュニケーションの専門調査会の重要課題として必死になって上げようという努力をやめたのは、認知度向上が目的ではなく結果であるという事情がだんだんわかってきたからというのがあります。

しかし、一般的に言うと、税金を使うのだからもっと上げたほうがいいという、これは一般論としてはあります。しかし、やはりリスコミの調査会で議論したような事態も考えていただきたいというふうに思います。

○阿南専門委員 私もいいですか、すみません。そういう唐木先生の御意見もわかるのですが、ただ私は今、牛生レバーの件で結構嫌がらせも受けていたりしているものですから、意見を言いたいと思います。厚生労働省では、牛生レバーについては、0-157 の危険性から避ける有効な方法が見つからないので、当面提供を禁止すると決めました。でもその辺歩いてましたら、7月1日の禁止前に食べることをあおるような、「牛刺あります」といったチラシを貼り出されています。私には食べるのは自由だろう、自己責任で食べるからいいのだ、何を営業妨害するのだといったような批判が来ています。それはやはり 0-157 の危険性が十分に消費者にも事業者にも伝わっていないというのが決定的だと思うのですよ。このようなときにそうした情報をわかりやすく出していくということが重要で、食品安全委員会にアクセスしてみたら、そうか、こんなに 0-157 は危険なのだということがわかるようなそういった情報を用意しておくというのですかね、タイムリーに、そういうことを

希望したい思うのですよね。そこから食品安全委員会への信頼感というのが高まっていくのではないかと思うのですけれども。

○唐木専門委員 一言言うと、阿南さんも一緒のリスコミだったので、わかりやすい情報を常に用意する、これは絶対必要なことです。ですから、私はそれは全く否定していません。しかし、そこに用事ない人まで呼び込んで見てくださいというのはかなり難しいということをお願いしたということです。

○近藤専門委員 私も一番最初からリスコミで唐木先生と阿南さんとずっとお付き合いしてきたので。私も唐木先生がおっしゃるように、普通のお笑いや何かのネットワークのようにだれもが、それでさっきも一般ってだれなのですかと申し上げた意味があるのですけれども。だれもが、例えば私どもの食品メーカーのホームページでキャンペーンやっているとところと同じように食品安全委員会のホームページが人気あるべきだとは全く思いません。ですけれども、一般の中にもある程度専門意識を持って、例えば食品メーカーであるとか、食品メーカーの品質保証部であるとか業界団体の品質保証の技術委員会であるとか、せめて最低そのぐらいの人たちがこのページに関心を持ってアクセスしなければ下に広がっていかないと思うのですね。でも、実態はそういう人たちでさえ知らない、はっきり言えば、食品業界の集まりに行って、食品安全委員会に関係するような業務についている人は知っていますけれども、食品業界の中でも食品安全委員会を知らない人のほうがはっきり言って多いですよ。食品企業の社員の中でも。そういう状態だということを改善しなかったら本当の食の安全、例えば 0-157 が、なぜ生レバーが悪いのかということについて広い、下にどんどん広がっていかないと思うのですよ。本当に町を歩いているお母さんに、何かあったら食品安全委員会に駆け込みなさいと、そこまでの要求は私は全くするつもりはありませんけれども、少なくともそういう町を歩いているお母さんたちに情報提供する立場にある人たちをマネジメントしている人たちは絶対このホームページを知ってるべきだと、そこまでいっていないというのが現実だと思います。それはわかってほしい。

○唐木専門委員 多分厚生労働省のことはよく知っていますよね、だれでも。ですから、そういうところのコラボレーションですね。

○石川専門委員 厚生労働省は知らないと思いますよ、大体、食べるもので食中毒であったら、やはり食品安全委員会へ行きなさいぐらいの自負を持たないとだめだと思うのですね。そのためにもっとホームページを見てもらうような工夫が必要だと思いますよ。僕はメディアと日常的に付き合わなければいけないと同時に、ことがあったときはいっぱい流して名前を売ることがいっぱいないとだめだと思うのですよ。食べるものはうちに任せておけぐらいの意気込みでやらないと。

○早川座長 二つ役割があって、一つは既にここに食品に絡んである程度想定されるリスクというものがありますと。それに対してはもちろん管理機関とも十分タイアップしつつ、リスク評価の観点から可能な限りのコミュニケーションをしていくと、情報伝達をしていくと。先ほどのように最終的にそういう情報伝達は全部受けたけれども、あとは自分の勝手だろうと、例えばフグのようにもう多少のしびれ感のほうがいいのだと、我々はね、死んだら自分の責任だからもう仕方がないみたいな感じでね。食のさっきの文化だかあるいは嗜好だとかというそういう部分もありますので。ただ、その前に十分な危険性、リスクに関しての正しい情報が関係者というかそれぞれの国民の中にいていないというのはこれはだめなので、そこはもう徹底してこれからもできるような体制を、管理機関も含めますけれども、やっていきましょうというのが一つですね。

それから、もう一つは、ちょっと先ほどの議論ですけれども、要は知られざるリスクがあるかもしれないと。それについてくみ上げてきて、それを評価して、評価した後でそのことの危険性についてリスクについてまた同じような形で人々にコミュニケーションしていきましょう、あるいは管理していきましょうという課題があります。

想定されるリスクについてはやらなければ政府の怠慢ですので、全体として、公的機関としての存在意味がないし、石川委員がおっしゃったように。そのときに大いに我々はこんな役割をしているのだ、もっと予算をくれたらもっとたくさん大いにできますよというのはありとかそういう方向を目指すのでしょうか。

次に、もし隠れたリスクがあったとしてどう対処するか、消費者から消費者庁とかに寄せられたものをこの安全委員会があえてそこに踏み込んで取り上げていくと、それで評価していくというのが一つ。

さらにひょっとしたら何かあるかもしれないというのがさっきおっしゃった、一般というのは非常に漠然としているのだけれども、とにかくあちこちに投げかけて、それでそこから何か上がってくればそれについて評価しましょうと。こんな感じで今動いているということです。

今最後のほうの話をしているのですね。そのときに、ちょっと取り上げ方、ネットワークが希薄ではないかという御意見をいただいて、さらにくみ上げてくるためのネットワークをどうやって仕掛けとしてやるか。ただ、私がさっきちょっと申ししたのは、それを本当に広げて本当に充実していくためには、逆にまた国民の方々から安全委員会がそういう役割をしているのであれば、予算も人もつけなければだめだと後押ししていただくような形で展開できればと思うのですけれどもね。ただ、この国の予算が限られているから、その中での国民の選択肢になってくるのでしょうか、これからそこら辺は。どのリスクにどれだけ投資していくのか、国民との関係付けですよ、政府との、政策との。というふうに私は思いますけれども。

いずれにしても阿南委員がおっしゃったようなことに関しては、これはやはり少なくとも

も情報をくまなく提供するのには最大限の努力はしないといけない。あとのディシジョンメイキングは受けた人がということなのでしょうね、結局。

どうぞ、せっかくですからこの際。

○高岡専門委員 遅参したので申しわけございません。ホームページの件なのですが、今このアイパッドで拝見してやはりおもしろくないのですね。食品安全委員会なので、何か危険なことばかり一生懸命言ってますけれども、食の楽しさ、安全といったのをもう少し。例えば先ほどから言うと、主婦の方がという話があったのですが、本当に若い主婦の方というのは調理法を御存じない。ここの委員会でも出ていましたけれども、ジャガイモの芽の問題があって、それを取り上げるかどうかという話があって、そんな問題がまだあるのと思いましたけれども、しかし、知らない方はたくさんいらっしゃると思うのですよ。例えばホームページで、普通に食品安全委員会じゃなくて、例えばジャガイモの調理方法といって検索するとこのページにも飛んできて、ジャガイモはこうやって食べるとおいしいのですけれども、ここは取りましようねとか、例えばシャケの調理方法で危険なことはありませんかと書くと、例えばシャケというのは非常においしいのだけれども、生のまま食べてはだめですよと、ルイベといって冷凍しなければだめですよとか、そういう情報を一緒に出してあげると、そうか、調理するときに初めて見るこの食材をどうやっていいかわからないといったときに、アクセスすると自然にこの食品安全委員会のそういう食をおいしく食べるページが出てきて、ここを注意すればいいのだなと。例えば牛肉に関しても、0-157 の危険性が確かに伝わっていない。私も食肉を扱っていますのでちゃんと安全にすればいいと思いながらも、やはりちょっとでも感染するというのがあると怖くて使えないなというのがありますけれども。では、何で0-157 というのはこんなに怖いのかというのを、例えばレバーを生で食べたいのだけれどもといった場合に、こういったリスクがすごくあるのですよということがもっとわかりやすくなるような。危険ではなくて、食を楽しめる、このページを見るといろいろな料理したくなる楽しさもありながらも、その中でここは危険ですよというのをうまく訴えていただけるようなものを入れていただけるともっと見る人もふえるし、また非常に正確なのではないかと思うのですね。

今ホームページでいろいろな方が、例えばいろいろな知恵袋とかそういうふうに質問するとどんどんいろいろな方が質問に返してくれるのですよ。それで済んでしまうのですけれども、たまにすごい間違いがあることがあるのですね。それがやはりインターネット上ですからいろいろな意見がありますから、その中で食に関してはこの食品安全委員会のこのページの食材のいろいろなリスクを見れば安全に楽しく食事ができるというふうなページを是非つくっていただけると、もっと楽しく国民の方がお食事を楽しめるのではないかな。危険ですよということだけ言ってしまうと、ああ、ではジャガイモは危険なのとかヒラメ危険なのといってただ危険ということになってしまうから、まず楽しさを訴えながら、

でもここをこうするともっといいですよというのをつくっていただけると、非常に食品安全委員会でお金をかけてやる意義があるのではないかなと思います。一応御意見まででございます。

○早川座長 ほかに、どうぞ。

○小出専門委員 時間だから。食品安全委員会が何のためにあるのかというのと非常にかかわる問題なのだろうと思いますけれども、やはりまだよく知られていないけれども、本当はこういうものをこれだけ食べたら危ないよということをちゃんとやはり国民に知らせるという気概がなかったらこんな組織があってもしょうがないです。それから、一方でいろいろなことが言われているけれども、この部分、このレベルのものであればこれは問題はほとんどないですよということもちゃんと国民に理解してもらい、そこまでの気概がなかったらこんな組織はいらないわけで。それがなければ食品安全委員会でせっかく決めて、厚生労働省が食品衛生法までした今の例えば放射能の基準値もいろいろなところでそのまま信じられないということも起こっているわけですから。

ただ、気概ばかりでそんなこわもてのホームページをつくってもしょうがないわけで、先ほどの方が言われたように、本当に最後の国民に対して消費者に対して伝えるというところは、ここにいるような私なんかも含めて技術屋であったり科学者であったりということではなくて、例えば電通さんに頼んで伝えるにはどうしたらいいかというような、これはちょっと半分冗談で言っていますけれども、そういうことだって必要なだろうと思う。メーカーはそれを今始めていますよ。

ですから、少なくとも伝えるべきこと、本当に危ないものはしっかりと伝える、本当に怖がらなくていいものはそれもちょうんと伝える、そのところはやはり我々の、この食品安全委員会のミッションとしてもっと厳しく追及しなければならない。厳しく追及するときにそんなこわもてになる必要はなくて、本当にでは人々が聞いてくれて理解をしてもらうのはどういう形がいいのかなというのは、そういうことをやっている専門家の人たちもいますから、そういう人たちの力も借りたらいいのではないかなというふうに思います。

○早川座長 またリスコミの話になりますけれども、もう時間も限られておりますので、特段のご意見があればどうぞ。

○荏澤専門委員 今ホームページからの公募ということでどうしたらいいのでしょうかというお話だったと思うのですが、いろいろ問題があるとしても、やはりホームページによる公募はするべきではないかと。一部の人であれ、毎年こういうふうに公募してくださる方がいらっしゃるというのも現実だと思いますし、そのほかに今いろいろな皆さんの意見が出ているとおり、消費者庁さんに集まった情報も一般からの声なわけですので、公

募に加えてそういう人たちの声も入れて、一番目的とする国民の健康への影響が大きいものを基準に従って選定していくということで、ホームページによる公募は今年もやったほうがいい。それがやはり唯一開かれて一般の方々から公募してこられる道になっているわけですので、お願いしたいと思います。

○早川座長 それでは、今までいろいろな御意見出ましたけれども、それを踏まえて平成 24 年度の自ら評価案件の選定について事務局で手続きを進めていただくということでしょうか。

それでは、そういうことにさせていただきたいと思います。

(3) 平成 24 年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について

○早川座長 それでは、次の議題ですが、平成 24 年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子についてであります。事務局から御説明をお願いします。

○新本情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料 3-1、3-2 に基づきまして御説明いたします。まず資料 3-2 をごらんください。食品安全委員会では平時からの備えとして、毎年度緊急時対応訓練を実施してございますけれども、24 年度の今年計画につきましては資料 3-2 のとおり、この 2 月に委員会で決定いただいているものでございます。この決定に先立ちまして、2 月 3 日の当専門調査会におきまして 23 年度の訓練の検証などもいただきまして、この訓練計画について御議論いただいた結果、2 月に委員会で決定されたものでございます。

中ほどにあります重点課題としては二つございますけれども、情報の迅速かつ的確な提供能力の向上と、もう一つは緊急時のマニュアルがございますので、それらの実効性の向上ということを重点課題としてございます。裏を見ていただきますと、訓練設計といたしましては、実務研修と確認訓練の 2 本立てということで計画を決定いただいたものでございます。

その後事務局で具体化を検討してございまして、資料 3-1 をお願いしたいと思っておりますけれども、年度が明けた 4 月に事務局においてこの訓練の骨子を決定してございます。御説明いたします。まず、実務研修でございますけれども、緊急時の対応手順研修あるいはホームページ掲載研修ということで、緊急時の初動対応の能力の向上ということで、手順書の説明についてはこの 4 月に事務局職員を対象に既に実施してございます。また、ホームページへの掲載研修ということで 1 月にもう既に実施してございますけれども、10 月ごろにも実施する予定としてございます。

次に、メディア対応研修ということで、国民に対する迅速かつ的確な情報提供を行うための組織能力の向上をねらいとしたものでございますけれども。まず、8 月から 9 月にか

けましてわかりやすく誤解を与えない資料作成に係る基礎的な技術の習得のための研修を行いたいと考えてございます。これは事務局職員を対象として今具体的な研修の中身を検討しているところでございます。検討に当たりましてはメディア対応ということで野村委員の御助言をいただきながら現在具体化を図っているところでございます。

さらに 10 月には成果も踏まえまして具体的な説明応答技術の習得ということで、ここでは委員と事務局職員を対象といたしまして、資料の作成と記者会見の実践訓練を行うと。その際には、先ほど来もちょっと御議論ございましたけれども、メディア対応の専門家などからの指導を受けるような形で実施できないかということで検討を進めているところでございます。

その後、11 月でございますけれども、これらの実務研修の成果を確認するというところで、シナリオ（非提示）の実動訓練を実施することとしてございます。これについては委員及び関係事務局職員を対象として、ほぼ 1 日を費やして、関係省庁との連携も想定した仮想シナリオに基づく、これは非提示でございますけれども、一連の手順を訓練で実動で確認したいということで、そういった訓練を予定してございます。その後総括会議ということで検証をしたいということで。こうした訓練の骨子を 4 月に決定してございますので、これに則しまして今具体的な訓練の実施に向けて検討しているところでございます。

説明は以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして何か御質問御討議ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(4) 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項について

○早川座長 よろしければ、次の議題に移ります。食品安全基本法第 21 条第 1 項、資料番号なしと資料 4 でありますけれども、規定する基本的事項についてであります。事務局から御説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料 4 に基づきまして御報告いたします。まず、そもそも基本的事項とは何ぞやということですが、一番後ろ、32 ページをちょっとごらんいただきたいと思います。食品の安全性確保の措置としては、リスク評価とカリリスク管理機関の措置等々がございまして、それらについて食品安全基本法に具体的に国がとるべき施策が規定されています。それについて食品安全基本法の第 21 条第 1 項に政府がそれらの措置についての基本的事項を定めなければならないというのが規定されておまして、現在平成 16 年策定のものにおいて、今ここに書かれてあるようなリスク評価の実施とカリリスク管理措置、情報・意見の交換の促進、緊急事態への対応、関係行政機関の相互の密接

な連携、試験研究体制の整備等々、それぞれの事項について規定をされております。

それで、2 ページ戻っていただきまして 30 ページ、参考の 30 ページにあります改定の趣旨、経緯のところでございます。先ほど若干触れましたけれども、現行の基本的事項、16 年 1 月に施行されております。それから、平成 21 年 9 月に消費者庁が発足しまして、この基本事項の策定事務が消費者庁に移管をされておりますが、まだ消費者庁の設置についての事項を盛り込んだ基本事項の改定がなされていないということで、22 年 3 月 30 日の消費者基本計画において基本事項を改定するというような記載もあり、昨年来、消費者庁のほうでこの改定作業を進めておったのですけれども、震災対応等もありまして、今般改正をするということで消費者庁のほうで準備を進めているところです。

4 のところのスケジュールのところでございますが、法律上、基本事項の策定あるいは改定の際には食品安全委員会と消費者委員会からの意見聴取をしなければならないという規定になっておりまして、まことに恐縮なのですが、3 月 8 日に食品安全委員会のほうに座長と座長代理に御出席をいただきまして、消費者庁のほうからこの改正案の全文という形ではなくて、31 ページにあるような形の骨子という形で諮問をいただいております。その際、委員会のほうからの意見としては、改定案骨子を踏まえて適切に変更をされたいと、また、付帯の意見として、消費者庁においては変更後の基本的な事項に基づき、委員会とリスク機関との連携の強化を図られたいという意見を付して答申を行っております。

その後、消費者庁のほうで改正作業を進めまして、今から簡単に御説明します改定案で 5 月 11 日から 31 日までパブコメを行い、6 月末の閣議決定という予定です。ですから、御意見をいただくというよりも御報告になってしまって恐縮なのですが、簡単に御報告をさせていただきたいと思います。

簡単に改定のポイントだけを説明させていただきますと、まず資料 4 の 1 ページに戻っていただきまして、まず左が現行、右が改定案でございます。まず前文のところに消費者安全の確保の観点の踏まえつつという消費者庁発足を踏まえた基本的な考え方を付記しております。それから、1 の食品健康影響評価の実施の第 1 の関係のところだと、2 ページに、留意すべき要因として、先ほど来いろいろ議論になりました放射性物質を例示として加えております。それから、7 ページをごらんください。6 ページから 7 ページ、食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等のところですが、その(1)の①のイのところ、連携を強化して共通の理解を得るためにあらかじめリスク管理機関側から評価要請をする際には必要な資料を提出するということをここに新たに付け加えております。

それから、12 ページ、今度はリスク管理機関側のとるべき措置として、消費者庁の関係でございますけれども、12 ページの(4)、第 3 の上の(4)でございますけれども、いわゆるすき間事案について消費者安全法に基づき消費者庁が措置をするということを記載しております。それから、同じページの第 3 のところ、情報及び意見の交換の促進のところですが、その 12 ページから 13 ページにかけてでございますが、高齢者や子

どもを含め情報の受け手及び意見を述べる主体である消費者に配慮をするということを記載しております。

それから、14 ページでございますけれども、消費者庁の位置付けとして、関係行政機関が行う事務の調整、リスクコミュニケーションの総合的マネジメントという形の消費者庁の位置付けを書いております。

それから、15 ページの第 4、緊急事態の対応でございますけれども、ここには 15 ページのところに、消費者庁の緊急時対応の司令塔としての位置付けを書いております。

それから、16 ページ、緊急対策本部の設置。今後は消費者庁が中心となるということを書いております。

それから、17 ページ、関係機関の相互の密接な連携ということで、これも形式的な改正ですけれども、消費者庁が位置づけられたということを関連の部分で記載をしております。

それから、25 ページ、第 8 の上のところですが、これは第 7 の国の内外の情報の収集、整理及び活用等に関係する部分で、ここでも高齢者や子どもを含めた情報の受け手である消費者に配慮するという考え方を盛り込んでいます。

それから、第 8 が表示制度の適切な運用の確保等、今現在消費者庁のほうで食品表示の一元化に関して検討を行っておりますけれども、その関連のことを記載をしております。

最後、29 ページのところでございますけれども、現行別表として食品健康影響評価の対象となる危害要因等の例示として表をつけているのですが、食品安全委員会発足後 9 年もたち評価の実績も積み上がってきておりまして、こういう例示を今さら置くこともないということでこの表は削除しております。

はなはだ簡単でございますけれども、説明は以上です。この内容で今パブリックコメントを終わっておりまして、消費者庁のほうでいただいた意見、それに対する回答を整理中であると伺っております。

以上でございます。

○早川座長 どうもありがとうございました。それでは、これにつきましては議論してどうこうというよりは御質問等ございましたらお願いいたします。こういう方向で進んでいるということの御報告でございますが。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に御意見御質問ございませんので、この案件については終わりということにいたします。

(6) その他

○早川座長 その他、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○井原総務課長 特段ございません。

○早川座長 それでは、以上によりまして、少し司会不手際で時間が随分超過してしまいましたが、すべて終了ということでございます。

次回の日程につきましてどのようなになっているのか、計画をお願いします。

○井原総務課長 次回の企画等専門調査会につきましては、運営計画上9月ごろに自ら評価案件候補について御検討をいただくために開催を予定しております。その案件候補、本日いろいろなところの情報を広く集めるという御意見をいただきましたので、そういった趣旨も踏まえて情報を整理して、9月開催に向けて準備をさせていただきたいと思っております。具体的な日程につきましてはまた後ほど調整をさせていただきまして、具体的な日程が決まりましたらまた御連絡をいたしたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

○早川座長 それでは、最後にちょっと事務局のほうにお願いがあるのですが、この専門調査会の時間がいつも2時間というふうになっているのですね。それで、午前中やっていたことが多かったのですが、午後に移してくださいと。場合によってはいろいろな御議論が、全体を見ての議論がありますので、3時間ぐらいできるようにしていただきたいというふうをお願いをしたような気もするのですが、できればこれからそういうふうにしていただいて。皆さん2時間なら2時間という予定で来ているので、こんなふうに超過してしまうと非常に不都合な、あるいは気持ちの上で焦り焦りで議論をしてしまったということになります。3時間見ていただくと2時間半で終わっても随分議論をしながら早く終わったなという心理的な感じとしてはそういうところもあるかと思えますので、そこら辺御検討いただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井原総務課長 本日は申しわけございませんでした。次回以降調整をして時間を組みたいと思えます。

○早川座長 それでは、今日はおそくなってまことに申しわけございませんでしたが、以上をもちまして第3回企画等専門調査会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。